

選挙管理委員会告示第 16 号

公職選挙執行規程（昭和 42 年選挙管理委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

太子町選挙管理委員会委員長 武 田 紀 彦

第 52 条第 1 項第 1 号カ中「500 円」を「1,000 円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000 円」を「1,500 円」に、「3,000 円」を「4,500 円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「12,000 円」を「23,000 円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第 52 条第 1 項第 3 号ア中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「、イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号イ中「10,000 円」を「20,000 円」に改め、同条第 2 項中「10,000 円」を「15,000 円」に、「15,000 円」を「20,000 円」に改める。